

雄武町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、雄武町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例(令和3年条例第21号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(課税免除の申請)

第2条 条例第4条の規定による課税免除の申請は、当該課税免除を受けようとする年度の初日の属する年の1月31日までに、固定資産税課税免除申請書(様式第1号)を町長に提出しなければならない。

(課税免除の通知)

第3条 町長は、前条の規定による申請書を受理したときは、審査の上、課税免除の適否を決定し、固定資産税課税免除決定等通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

(地位の承継の申請)

第4条 条例第5条の規定により、町長の承認を受けようとする者は、遅滞なく地位承継申請書(様式第3号)を町長に提出しなければならない。

(地位の承継の通知)

第5条 町長は、前条の規定による申請書を受理したときは、審査の上、地位の承継の適否を決定し、地位承継承認書(様式第4号)により申請者に通知するものとする。

(課税免除の取消しの通知)

第6条 町長は、条例第6条の規定により課税免除を取り消したときは、固定資産税課税免除取消通知書(様式第5号)により当該課税免除を受けた者に通知するものとする。

(その他)

第7条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

様式第1号（第2条関係）

固定資産税課税免除申請書

年 月 日

雄武町長 様

住所（所在地）

申請者

氏名（名称及び代表者氏名）

雄武町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例第4条の規定により、固定資産税の課税免除を受けたいので、別紙関係書類を添えて申請します。

記

青色申告の有無	有 ・ 無	業種	
適用設備の取得等 年月日	家屋		年 月 日
	償却資産		年 月 日
家屋の敷地となる土地の取得年月日			年 月 日
適用設備に係る一の生産設備を構成 する資産の取得等価額の合計額			円
適用設備に係る増加雇用者数			人
適用設備を事業の用に供した年月日			年 月 日
備 考			

別紙

事業の概要

1 事業所名称及び所在地：

2 事業所の業種、主要品目及び設備の取得等に伴う増加生産額

業 種：

主 要 品 目：

増加生産額(量)：

3 設備の取得等の区分：

4 設備の取得等に係る工業生産設備の操業開始の日及びその属する事業年度又は年

操 業 開 始 の 日： 年 月 日

事 業 年 度 又 は 年： 自 年 月 日 至 年 月 日

5 新增設に係る資産の取得価格等

資産の種別	取得等 年月日	減 価 償 却 開始年月日	取得等価格	特別償却の 有 無	備 考
合 計					

(添付書類)

- (1) 適用設備の名称及び所在地を示す書類
- (2) 適用設備に係る事業の概要及び主要製品名を示す書類
- (3) 適用設備を事業の用に供した日、取得等価格、耐用年数、特別償却の有無を明らかにする書類（添付できない場合は、個人の場合にあっては当該課税免除を受けようとする年度の初日の属する年の3月15日、法人の場合にあっては当該設備を事業の用に供した日の属する事業年度の終了した日から2か月を経過するまでに提出してください）
※特別償却をしていない場合は、その理由書を添付してください。
- (4) 生産工程の概要を示す書類及び図面
- (5) 事業所見取図
 - ①事業所位置図
 - ②事業所内位置図
 - ③設備配置図
- (6) 適用設備を事業の用に供した後5年間の生産計画及び販路
- (7) 事業収支計画書
- (8) 確定申告書の写し又は税務署長が発行する青色申告証明書（個人の場合にあっては、青色申告に係る減価償却計算書の写し、法人の場合にあっては、法人税法施行規則別表16（1）又は（2）の減価償却資産の償却額の計算に関する明細書を添付してください）
- (9) 土地の取得年月日を示す売買契約書又は登記簿謄本の写し等
- (10) 対象施設が風俗営業又は風俗関連営業の用に供する施設でないことの申出書（旅館業に限ります）
- (11) 雄武町が発行する産業振興機械等の取得等に係る確認書の写し
- (12) その他町長が必要と認める書類

様式第2号（第3条関係）

年 月 日

様

雄武町長

固定資産税課税免除決定等通知書

年 月 日付けで申請のあった課税免除について、免除の決定をしたので、免除の規定に該当しないので雄武町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例施行規則第3条の規定により通知します。

記

納税義務者	住所(所在地)	
	氏名(名称)	
課税免除適用期間	年度から3カ年度	
免除の規定に該当しない理由		

注 意

- この決定に不服がある場合は、この決定があった日を知った日の翌日から起算して3箇月以内に、雄武町長に対し、審査請求をすることができます。ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると、審査請求をすることができなくなります。
- 上記1の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、雄武町を被告として（訴訟において雄武町を代表する者は、雄武町長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。
 - 審査請求のあった日の翌日から起算して3箇月を経過しても裁決がないとき。
 - 処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

様式第3号（第4条関係）

地位承継申請書

年 月 日

雄武町長 様

住所（所在地）

承継人

氏名（名称及び代表者氏名）

雄武町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例第4条の規定による課税免除措置を受けた適用設備等について、同条例第5条の規定により課税免除の地位を承継したいので、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

- 1 従前の事業所の住所（所在地）及び氏名（名称及び代表者）
- 2 新旧事業場名
- 3 承継年月日 年 月 日
- 4 承継の理由
- 5 承継した事業場の内容

関係書類 承継の事実を確認できる書類

様式第4号（第5条関係）

地位承継承認書

年 月 日

様

雄武町長

年 月 日付けで申請のあった課税免除の地位承継について、承認 ^し _た
_し ^{ない}
ので、雄武町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例施行規則第5
条の規定により通知します。

注 意

- 1 この決定に不服がある場合は、この決定があった日を知った日の翌日から起算して3箇月以内に、雄武町長に対し、審査請求をすることができます。ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると、審査請求をすることができなくなります。
- 2 上記1の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、雄武町を被告として（訴訟において雄武町を代表する者は、雄武町長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。
 - ①審査請求のあった日の翌日から起算して3箇月を経過しても裁決がないとき。
 - ②処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - ③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

様式第5号（第6条関係）

年 月 日

様

雄武町長

固定資産税課税免除取消通知書

年 月 日付けで課税免除措置の決定をした適用設備及び当該家屋の敷地である土地については、雄武町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例第6条の規定により取り消したので、同条例施行規則第6条の規定により通知します。

記

免除を受けた者	住所（所在地）
	氏名（名称）
取り消しの理由	

注 意

- この決定に不服がある場合は、この決定があった日を知った日の翌日から起算して3箇月以内に、雄武町長に対し、審査請求をすることができます。ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると、審査請求をすることができなくなります。
- 上記1の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、雄武町を被告として（訴訟において雄武町を代表する者は、雄武町長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。
 - 審査請求のあった日の翌日から起算して3箇月を経過しても裁決がないとき。
 - 処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。